

今後の畜産部会のスケジュール(案)

日程	酪肉近関係	その他
令和6年9月	諮問 現状説明	家畜改良増殖目標 諮問 現状説明 家畜排せつ物方針 現状説明 養豚農業方針 現状説明
10月	テーマごとの議論 ➤ 酪農・乳業 ➤ 肉用牛・食肉 ➤ 飼料・その他	
11月		家畜改良増殖目標 課題と対応方向 家畜排せつ物方針 課題と対応方向 養豚農業方針 検討状況
12月		
令和7年1月	構成案	家畜改良増殖目標 構成案
2月	骨子案	家畜改良増殖目標 骨子案 家畜排せつ物方針 骨子案 養豚農業方針 骨子案
3月中旬頃	本文案	家畜改良増殖目標 本文案 家畜排せつ物方針 本文案 養豚農業方針 本文案
3月下旬頃	答申	家畜改良増殖目標 答申 家畜排せつ物方針 決定 養豚農業方針 報告

※ スケジュールは、今後の議論の状況等により変更があり得る。

※ 令和7年度畜産物価格の審議に関するスケジュールは未定。

写

6 畜産第 1765 号
令和 6 年 9 月 10 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 伊藤 信太郎

諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

写

6 畜産第 1522 号
令和 6 年 9 月 10 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 伊藤 信太郎

諮 問

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

家畜改良増殖目標について

令和6年9月
農林水産省畜産局

● 家畜の改良増殖を行う意義

- 家畜の改良増殖は、家畜の生産性の向上を図るため、乳量、肉量、肉質等の遺伝的能力の高い家畜を作出して、より能力の高い家畜を増殖させていこうとするものである、（畜産物の）生産性の向上を通じて畜産の振興や農業経営の改善、ひいては国民食料の安定的供給に資するものである。

（出典：家畜改良増殖法の解説）

● 家畜改良増殖法（昭和25年5月27日法律第209号）による規定等

- 家畜改良増殖法では、家畜の改良増殖を計画的に行うため、農林水産大臣は、家畜改良増殖目標を定め、都道府県知事は、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県の家畜改良増殖計画を定めることができるとされ、国が計画の実施に必要な援助を行うよう努める等とされている。

- 家畜改良増殖目標については、家畜改良増殖法等で以下のとおり規定されている。

- ・ 牛、馬、めん羊、山羊及び豚について定める
- ・ おおむね5年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の10年間につき定める
- ・ 家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定める
- ・ その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならぬ
- ・ 食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ

※ 鶏については、法の規定にはないものの、他の畜種に準じて鶏の改良増殖目標を定めている。

現行（令和2年3月公表）の家畜及び鶏の改良増殖目標のうち改良目標のポイント

現行の改良増殖目標は、

- ・畜産農家の高齢化や後継者不足の進展等により、省力的な飼養管理の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められている
- ・国内の畜産物の消費が堅調な中、日米貿易協定等による低関税枠の拡大や、対中輸出の再開に向けた動きなどを踏まえ、国内外の消費者ニーズに応えつつ、生産基盤の強化を図る必要があるなどの情勢を踏まえ策定。

乳用牛

- 供用期間を延長**するための改良を推進。
 - 労働負担軽減**を促進するため、**搾乳ロボット適合性の高い体型**へ改良。
- ※乳量や乳成分（乳脂肪、無脂乳固形分、乳蛋白質）に関する目標数値を設定。

肉用牛

- 生産性を向上**するため、増体性や歩留まりなどの産肉能力や繁殖性の更なる改良を推進。
 - 多様な**消費者ニーズ**に対応するため、不飽和脂肪酸など**食味**に関する形質の改良を推進。
- ※産肉能力（日齢枝肉重量、脂肪交雑）や繁殖能力（初産月齢、分娩間隔）、肥育牛の出荷月齢等に関する目標数値を設定。
- ※脂肪交雑は、更なる向上ではなく現在の水準を維持。

豚

- 生産コストを低減**するため、**繁殖性**や**増体性**を改良。
 - 消費者ニーズ**に対応するため、ロースの霜降りなど**食味**に関する形質を改良。
- ※繁殖能力（1腹当たり育成頭数等）や産肉能力（1日平均増体重、飼料要求量等）に関する目標数値を設定。

鶏

- 卵用鶏は、多様な**消費者ニーズ**に対応するため、**卵質**などを改良。
 - 肉用鶏は、増体性などを改良し、**生産コストの低減**を図る。
 - 国産鶏種（地鶏等）は、**生産能力の向上**及び**安定供給**を推進。
- ※卵用鶏：飼料要求率や鶏卵の生産能力（産卵率、卵重量等）に関する目標数値を設定。
- ※肉用鶏：飼料要求率、出荷日齢、育成率等に関する目標数値を設定。

馬

- 用途に応じ、**繁殖性**や**競走能力**、**強健性**などを改良。
- ※重種馬の繁殖能力（受胎率、生産率）に関する目標数値を設定。

めん山羊

- 需要に対応するため、**産肉性**・**泌乳性**などを改良。
- ※めん羊：産肉能力、繁殖能力に関する目標数値を設定。
- ※山羊：乳量に関する目標数値を設定。

乳用牛

○我が国の乳用牛改良基盤を維持するとともに、牛乳・乳製品の安定的な供給を確保し、牛乳・乳製品の需要動向に即した生産を行うことを旨として頭数目標を設定。

- ・ 総頭数 132万頭（H30時点 133万頭）
- ・ うち2歳以上の雌牛頭数 91万頭（H30時点 92万頭）

肉用牛

○牛肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として飼養頭数目標を設定。
特に、遺伝的能力評価に基づく優れた繁殖雌牛の増頭を図るとともに、乳用後継牛の不足を生じさせない範囲で、受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等を推進。

- ・ 総頭数 303万頭（H30,31の平均 251万頭）
- ・ うち肉専用種 243万頭（H30,31の平均 172万頭）
- ・ うち乳用種・交雑種 60万頭（H30,31の平均 79万頭）

豚

○豚肉の需給動向に即した生産を行うことを旨として飼養頭数を設定。

- ・ 総頭数 853万頭（H31時点 916万頭）

鶏

○鶏卵・鶏肉の需要動向に即した生産を行うことを旨として飼養羽数の目標を設定。

- ・ 卵用鶏 188百万羽（H31時点 185百万羽）
- ・ 肉用鶏 148百万羽（H31時点 138百万羽）

○また、多様化する消費者のニーズに応え、特色ある鶏の増殖に向けた種鶏の羽数が十分に確保されるよう努める。

馬・めん山羊

○利用目的ごとの需給動向に応じた頭数となるよう努める。

家畜改良増殖目標に係る検討スケジュール

令和6年9月以降

畜種別に研究会にて議論（年度内に全1～2回開催予定）

（研究会に先立ち、委員へ現状の説明及び改良増殖に関する意見を聴取したところ）

令和6年10～11月

☆第1回畜種別研究会

【主要論点】家畜改良増殖目標（骨子案）

【畜種】 乳用牛、肉用牛、豚、鶏

令和6年11～12月

☆第1回畜種別研究会

【主要論点】家畜改良増殖目標（案）

【畜種】 馬、めん山羊

令和7年1月

☆第2回畜種別研究会

【主要論点】家畜改良増殖目標（案）

【畜種】 乳用牛、肉用牛、豚、鶏

令和7年2月

食料・農業・農村政策審議会畜産部会への骨子案の説明

3月

// への本文案の説明

3月以降

新たな家畜及び鶏の改良増殖目標の公表

国民からの意見・要望の募集について (案)

新たな酪肉近基本方針及び家畜改良増殖目標の検討における国民からの意見・要望の募集及び現場の声・実態の把握について（案）

1 国民からのご意見・ご要望の募集

（1）募集手段

- 本省ホームページ内に、意見募集サイトを立ち上げるとともに、地方農政局等のホームページともリンク付ける。
- 農林水産省のHP上の回答フォームより提出（郵送による提出も可）。

（2）募集告知

- プレスリリースを行うとともに、ホームページのほか、農林水産省のメルマガ、フェイスブック等も活用。
- 都道府県、市町村、関係団体等に対して、本省及び地方農政局等を通じて、積極的に周知。

（3）募集期間

- 令和6年10月～12月末日

2 現場の声・実態の把握

現場の声を聴くため、畜産部会において本年3月～6月に畜産農家、流通関係事業者等からのヒアリングを実施したほか、農林水産省畜産局が中心となり、通常業務において行う現地調査や意見交換等の機会を積極的に活用し現場の声・実態を把握する。

3 ご意見・ご要望及び現場の声の取扱い

提出されたご意見・ご要望、把握した現場の声については、適宜、整理した上で、畜産部会に「国民からのご意見・ご要望」として提出し議論に活用する。

[ホーム](#) > [畜産](#) > [酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針・家畜改良増殖目標](#)

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針・家畜改良増殖目標

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下「酪肉近」という。)及び「家畜改良増殖目標」(以下「改良目標」という。)は、それぞれ「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」及び「家畜改良増殖法」に基づき、酪農及び肉用牛生産の振興・家畜の改良施策に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めるものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに定めるものとされています。

食料・農業・農村政策審議会 畜産部会において、これらを定めるための諮問をいたしました。

おしらせ

2024年10月1日新たな「酪肉近」及び「改良目標」の検討にあたり、国民の皆様からの御意見・御要望の募集を開始しました。 **New**

2024年10月1日ウェブページをリニューアルしました。 **New**

国民の皆様からの意見募集について

新たな「酪肉近」及び「改良目標」に関して、国民の皆様から御意見・御要望を募集します。いただいた御意見・御要望は、今後の議論に活用してまいります。

(1) 募集内容について

以下の分野について、御意見・御要望を募集します(200字程度)。該当するものを一つお選びください。複数のカテゴリーに対し御意見・御要望がある場合には、分けて御提出ください。

- 酪農経営
- 肉用牛経営
- 生乳流通
- 食肉流通
- 飼料
- 畜産環境
- 家畜衛生
- 家畜改良
- その他

(2) 提出方法について

- インターネットからの提出
次のアドレスをクリックし、提出フォームより御提出ください。
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/chikusan/suisin/tikusan_rakuniku_boshu.html
- 郵送による提出
次の宛先に御提出ください。
03-6744-0568

(3) 募集期間について

令和6年10月1日～12月31日17時00分（郵便の場合は当日消印有効）

(4) 提出上の注意点

1. 提出される御意見・御要望の記述は、日本語でお願いします。
2. 氏名、年代、お住まいの都道府県、職業を明記してください。
3. 法人や団体の場合は、団体名・担当者名を明記してください。
4. 御提出いただいた内容は、審議終了後に適切に廃棄します。
5. 電話や口頭による御意見・御要望は、受け付けておりません。

新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の審議経過

食料・農業・農村政策審議会畜産部会

令和6年度

令和6年度第4回部会（令和6年9月10日）[配布資料](#) [議事概要](#)

令和2年度策定の畜産関係基本方針関係資料

[酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針](#)(PDF: 843KB)

[\(パンフレット\) 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針のポイント](#)(PDF: 4,835KB)

[\(分割版1\)](#)(PDF: 1,891KB) 、 [分割版2](#)(PDF: 1,715KB) 、 [分割版3](#)(PDF: 1,797KB))

主旨

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下、「酪肉振興法」という。）」に基づき、酪農・肉用牛生産の健全な発展と牛乳・乳製品、牛肉の安定供給に向けた取組や施策の方向を示すものです。

また、都道府県が作成する「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」等関連施策の運用の指針となります。

なお、農林水産省では、酪肉振興法に基づき、基本方針の見直しをおおむね5年ごとに行っています。

[家畜改良増殖目標](#)(PDF: 675KB)

[鶏の改良増殖目標](#)(PDF: 447KB)

[「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」のポイント](#)(PDF: 1,643KB)

主旨

「家畜改良増殖目標」は、「家畜改良増殖法」に基づき、家畜の能力（乳用牛の泌乳量、肉用牛の繁殖能力等）、体型、頭数について、10年後の目標を示すものです。（対象は乳用牛、肉用牛、豚、馬、めん山羊）

本目標に即して、都道府県が「改良増殖に関する計画」を定めることができます。

またこれに準じて、鶏の改良増殖に携わる関係者の指針として、「鶏の改良増殖目標」を定めています。なお、農林水産省は、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の見直しをおおむね5年ごとに行っています。

主旨

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」第7条に基づき、家畜排せつ物の利用の促進のため、その意義や取組の方向を示すものです。

過去の基本方針関係資料

お問合せ先

<酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針について>

畜産局総務課畜産総合推進室

代表：03-3502-8111（内線4888）

ダイヤルイン：03-6744-0568

<改良増殖目標・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針について>

畜産局畜産振興課

代表：03-3502-8111（内線4922）

ダイヤルイン：03-6744-2524

<養豚農業の振興を図るための基本方針について>

畜産局企画課

代表：03-3502-8111（内線4895）

ダイヤルイン：03-3502-5979

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)